通所介護サービス利用重要事項説明書

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人松寿会
法人所在地	〒010-1654 秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
電話番号	0 1 8 - 8 2 8 - 7 8 5 6 (松涛園)
代表者氏名	理事長 佐々木 勘右工門
設立年月日	昭和42年2月1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	松寿会老人デイサービスセンター			
事業の種類	通所介護			
所 在 地	〒010-1654 秋田市浜田字陳ヶ原35番地13			
電話番号	018-828-6	018-828-6678		
	事業の種類	指定年月日	事業所番号	
指定を受けている事業	通 所 介 護	平成12年4月1日	0570102939号	
	第一号通所事業	平成27年4月1日	0570102939号	
管理者の職・氏名	センター長 鈴木 正行			
実施単位・利用定員	1 単位 2 5 名	(通常規模)		
通常の事業実施地域	秋田市全域			
	介護保険法令に従い、ご利用者が居宅において、その有する身体等の機能			
事 業 の 目 的	に応じ、可能な限り目	自立した日常生活を営むこ	とができるよう支援するこ	
	とを目的として通所介護サービスを提供します。			
	・ご利用者の心身の特	寺性に配慮して、できるだ	け長く居宅において自立し	
	た日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機			
	能訓練を行い、ご利用者の社会的孤立感の解消及びご家族の身体的・精			
 当事業所の運営方針	神的負担の軽減を図るよう援助します。			
日	・事業の実施にあたっては、秋田市及び保健・医療・福祉の関係機関との			
	綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。			
	・ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ちサービス			
	が提供されるように努めます。			

3. 事業所の職員体制等

職種	勤務の形態・人数
管理者(センター長)	常勤 1名(生活相談員兼務)
生活相談員	常勤 3名(介護職員兼務)
介 護 職 員	常勤 4名
看 護 職 員	常勤 1名(機能訓練指導員兼務)
機能訓練指導員	常勤 1名(看護職員兼務)
調理員	常勤 2名(パート職員1名、非常勤1名)

4. 営業日・営業時間及びサービス提供時間、休日

営 業	日	月~土曜日
営業	時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス扱	是供時間	午前8時30分から午後4時30分まで
		日曜日及び年末年始(12月31日~1月3日)
休	日	* ただし、居宅サービス計画に基づきサービスを求められたときはこの
		限りではありません。

5. サービスの内容

ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、利用日及び利用回数は居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえて通所介護計画に定められます。居宅サービス計画が無い場合でも通所介護計画を作成し、かつ居宅サービス計画作成のために必要な支援を行います。

区 分	内容
送迎に関すること	寝たきりの方や、車いす使用の方でも対応します
入浴に関すること	寝たきりの方でも機械浴槽を使用し、入浴できます
機能訓練に関すること	日常動作訓練、レクリエーション・リハビリなどを行います
食事の提供に関すること	普通食、刻み食など健康上のご希望に応じた対応が可能です
排泄に関すること	トイレ誘導、おむつ交換など状況に合わせて対応します
レクリエーションに関すること	季節に合わせた行事・野外レクリエーションなどを行います
相談及び助言に関すること	在宅での介護の問題や、日常生活上のご相談をお受けします
健康管理に関すること	体温、血圧、脈拍の測定、問診などを行い記録します
養護に関すること	昼食後はお昼寝の時間を設け、ゆっくりお休みいただきます

6. サービスの利用料金

- (1) 介護保険の対象となるサービス
- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用料金は、原則として介護費及び加算される金額の1割、一定以上の所得のある方は2割又は3割の額です。負担割合は、市町村が発行する「介護保険負担割合証」をご確認ください。
- ② 介護保険からの給付の範囲を超えたサービス利用料金は、全額が利用者のご負担になります。 ただし、ひと月の介護保険サービス利用費が所得に応じた利用上限を超えた場合は、超えた分の 払い戻しを受けられる高額介護サービス費制度があります。市町村へ申請することで利用することができます。

(2) サービス利用料金の目安(1回あたりの料金)

① 6時間以上7時間未満利用の場合

(円)

	介	護 度	負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
			1割	584	689	796	901	1, 008
	1	自己負担額	2割	1, 168	1,378	1,592	1,802	2, 016
			3割	1,752	2,067	2,388	2,703	3, 024
			1割	4 0				
		入浴介助加算 I	2割	8 0				
	2		3割			120		
加		サービス提供体制 強化加算 I	1割	2 2				
			2割	4 4				
算			3割			6 6		
	3	介護職員等処遇改善 加算	1割	5 9	6 9	7 9	8 9	98
			2割	119	1 3 8	158	177	197
	((1)+2) × 9. 2%)	3割	178	207	237	266	295
4	④ 食費(おやつ代含む)					650		
	合計 ① + ② + ③ + ④ 3割		1割	1,355	1,470	1,587	1,702	1,818
			2割	2,061	2,290	2,524	2,753	2,987
			3割	2,766	3,110	3, 4 6 1	3,805	4,155

- *「入浴加算」… 入浴しない場合は加算されません。
- *「食費」… 食事をしない場合は加算されません。
- *事業所が送迎を行わない場合、利用料金から47円を減額します。
- ③ その他の加算対象サービス (1回あたりの料金) 「若年性認知症ケア加算」… 利用者が加算の要件に該当する場合、60円が加算されます。
- ④ サービス利用料金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が変更された場合には改定後の金額を適用するものとします。

(3) 介護保険の対象とならないサービス

利用料が制度上の支給限度額を超えるサービスをご希望の場合でもサービスのご利用は可能ですが、 支給限度額を超えた金額は利用者のご負担となります。(居宅サービス計画を作成する際に支給限度額 を超えることが分かった場合には、介護支援専門員が利用者へご説明のうえ、同意を得ます。)

(4) その他の経費

- ・ 通常の事業実施地域以外(秋田市以外)にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される 場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。
- ・ 趣味活動などの材料費や紙おむつ代、その他日常生活上においても必要となる経費等は利用者 のご負担となります。

7. サービス利用料金のお支払方法

サービス利用料のお支払いは、次のいずれかにより、ひと月分をまとめてお支払いただきます。

お支払いの期日は、サービス利用月の翌月末日です。ただし、その日が事業所の休日、祝日及び日曜日の場合は、その日に最も近い事業所の休日、祝日及び日曜日でない日とします。なお、<u>振込に要</u>する手数料は、利用者のご負担となります

(例:4月分のサービス利用料金 → 5月末日までにお支払いください)

	銀行振込指定口座
	振 込 先: 秋田銀行 新屋支店
┃ ┃ ┃ 銀行振り込み	店 番: 117 預金種目: 普通預金
□ 弧11旅り込み	口座番号: 228168
	受 取 人: ショウジュカイトクベツヨウゴロウジンホームショウトウエン
	松寿会 特別養護老人ホーム松涛園
口現金払い	事業所の窓口での現金払い

8. 利用の中止、変更、追加

① サービスのご利用を中止する場合は、すみやかに下記までご連絡ください。

松寿会老人デイサービスセンター 018-828-6678

利用をキャンセルする場合は、サービスご利用の前日までにご連絡ください。利用当日のご連絡ではキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。

ただし、ご利用者の容態急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。 〇キャンセル料

お申し出の時期	キャンセル料の額		
利用予定日の <u>前日までに</u> ご連絡があった場合	キャンセル料は有りません		
利用予定の当日の午前8時までに <u>ご連絡があった場合</u> 介護費の50%			
利用予定の当日の午前8時までに <u>ご連絡が無かった場合</u>	介護費の全額		

- ② サービス利用日の変更、追加のお申し出については、利用者の受け入れ状況によりご希望に お応えできない場合があります。この場合は他の利用可能日を提示し、ご相談します。
- ③ ご利用者が、次のような健康上の理由により、サービス内容の変更またはサービスの提供を中止する場合があります。この場合には、家族等へご連絡のうえ適切に対応します。 また、必要に応じて速やかに主治医等に連絡をとるなどの必要な措置を講じます。
- ・風邪など、他の利用者への感染の恐れがある場合
- ・健康チェックの結果、体調が不良と認められるとき、または利用中に体調が悪くなった場合

9. サービス利用に関する留意事項

(1) 留意事項

① 定められた業務以外のサービス ご利用者は、前記「5. サービスの内容」で定められた業務以外のサービスを事業者に依頼することはできません。

② 通所護サービスの実施に関する指示・命令

通所介護サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業者は、 通所介護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③ 物品等の使用

事業所に備え付けのシャンプーや石鹸等が肌に合わない場合には、お申し出ください。使用を中止します。なお、それ以降のご利用時には日頃お使いの物をご持参ください。

(2) サービス内容変更時の利用料

利用当日に、ご利用者の体調の変化等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行います。この場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じた利用料金をいただきます。

(3) 事業者またはサービス従事者の禁止行為

事業者またはサービス従事者は、ご利用者に対する通所介護サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

ア 身体拘束及び虐待行為

- イ 医療行為
- ウ ご利用者もしくは、そのご家族等からの物品等の授受
- エ ご利用者もしくは、そのご家族等の同意なしに行う喫煙
- オ 通常のサービスとはならない送迎
- カ ご利用者もしくは、そのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動及び営利活動
- キ その他、ご利用者もしくはそのご家族等に対する迷惑行為

10. 事故発生時の対応

事業者は、通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、居宅介護支援事業 所及び市町村等関係者に対して連絡をするなどの必要な対応をいたします。

11. 秘密保持

- (1) 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得たご利用者及びそのご家族に関する情報等については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者及びサービス従事者は、ご利用者の同意を得たうえで医療上緊急性がある場合、行政 上の調査のために必要がある場合等、一定の条件のもとで個人情報を利用できるものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

O サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。また、事業所内に苦情受付 ボックスを設置しています。

① 事業所内のご相談・苦情受付窓口

電話番号	018-828-6678
F A X 番号	018-828-7284
苦情受付担当者	生活相談員 渡部 孝子
対 応 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで

② 公的機関による苦情受付窓口(土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

	所 在 地:秋田市山王一丁目1-1
 秋田市介護保険課	電話番号:018-888-5674
(大山川) / (設体) / (表述)	F A X番号: O 1 8 一 8 8 8 一 5 6 7 3
	対応時間:午前8時30分から午後5時15分まで
	所 在 地:秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館 4階
秋田県国民健康保険	電話番号:018-883-1550
団体連合会(国保連)	F A X番号: O 1 8 一 8 8 3 一 1 5 5 1
	対応時間:午前9時から午後5時まで
	所 在 地:秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館
秋田県福祉サービス	電話番号:018-864-2726
相談支援センター	F A X番号: O 1 8 一 8 6 4 一 2 7 4 2
	対応時間:午前9時から午後5時まで